

14. 5-53



集報別冊第四十四號

電力統制と金融問題

全國經濟調查機關聯合會

14.5

3



始



目次

一、電力統制と云ふこと……………(一)

二、電力統制問題の由來……………(二)

 A、亞米利加……………(三)

 B、英 國……………(三)

 C、獨 國……………(三)

 D、日 本……………(四)

三、電力統制の必要……………(五)

 A、電氣事業の特質……………(六)

 B、我國電氣事業の現状……………(七)

 (1)、需要と供給……………(三)

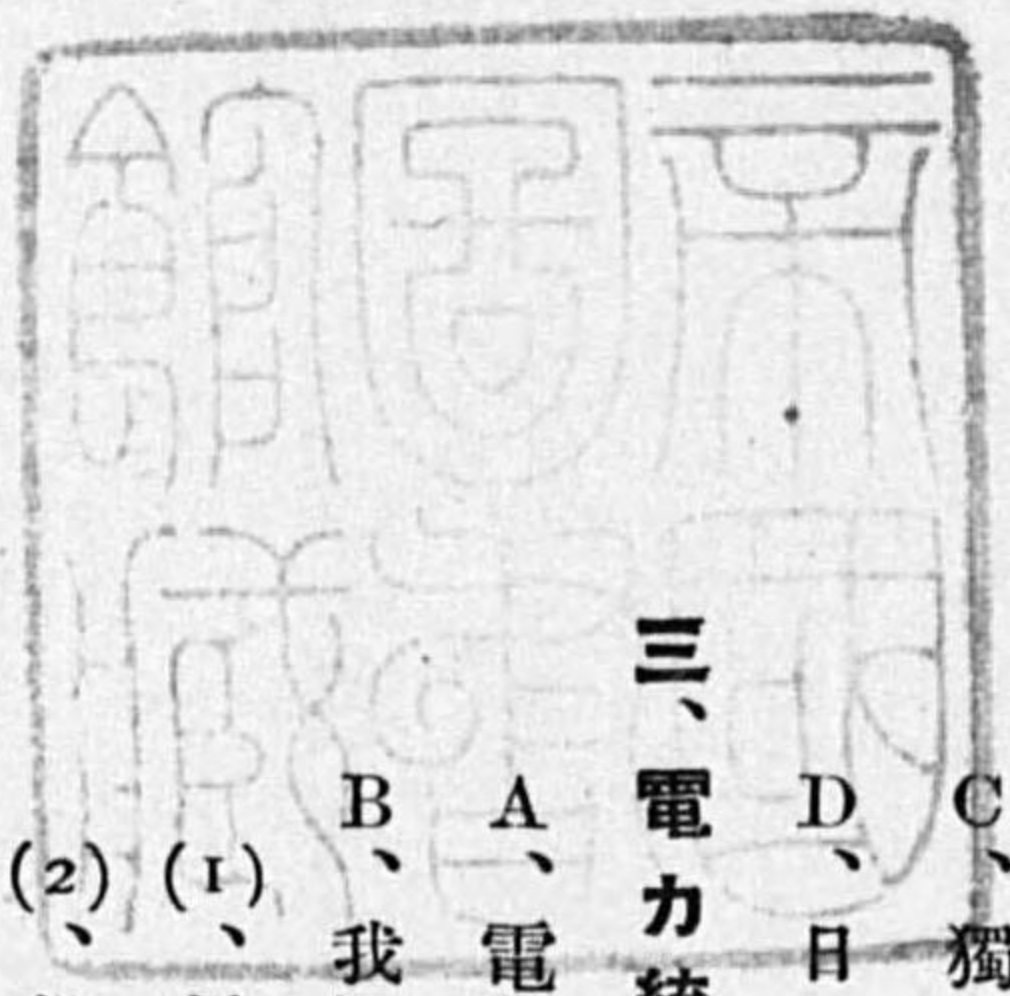
 (2)、投下資本の現状……………(六)

 (3)、收支の狀態……………(九)

 (4)、電氣料金問題……………(一〇)

 (5)、電氣事業に於ける競争……………(一七)

發行所寄贈本



(6)、経済恐慌と電気事業……………(元)

四、金融業と電気事業……………(四二)

 A、産業資本より金融資本への發展……………(四二)

 B、電気事業への投資……………(四五)

 C、電気事業経営能率のヤードステック……………(五〇)

五、結 論……………(五六)

14.f-53

電力統制と金融問題

(昭和六年三月六日於東京支部會)

東邦電力株式會社査査部 出 弟二郎氏述

私は斯う云ふ所で皆様に御話すると云ふ事には、全く馴れて居りませぬので、甚だお聞き苦しい點も多々あるだらうと存じますが、暫く御辛抱をお願い致したいと思ひます。それから、御承知の通り、電力統制と云ふ問題は、此頃新聞雑誌の經濟面を大分騒がして居ります問題で、いろ／＼の方々がお集りになつて、随分長い間、種々御相談になつて居りますが、今だに何んとも片付かない重大問題であります。隨て電力會社並びに其れに關係のある金融業方面の方々には密接な、そしてデリケートな關係のある問題であります。私が是れからお話申上げます内に、若し政策的なことや、批判的なことがありましたならば、其れは只だ私一個人としての私見に過ぎないと云ふ事を特に御注意願ひたいと思ひます。

幹事の方から、電力統制と金融問題と云ふ題で話をしろ、と御要求がありました時に、私如きに左様なことが出来るかどうか、甚だ危んだのであります。それは、電気事業に關する話となりますと、多少とも専門的なことを申上げる様になり、一般にはお分りにくい點もありましょうし、亦金融問題

となりますと、私は全くの素人で、實際金融市場は、どんな風に動いて居るものか殆んど分らないのであります。けれども折角の御要求でもあり、何か多少なりと御参考になることがお話し出来れば幸と存じましてお引受け致した次第であります。それで、是れから、電力統制と云ふことはどんなことか、電力統制問題の由來、我國電氣事業の現状は如何、電氣事業に對する投資方法、と云ふ様なことを簡単に申上げ、最後に、電力統制は事業上からも、金融上から見ても絶對的に必要な理由と其方法に關する私見を申述べて終りと致したいと存じます。

一、電力統制と云ふこと

電力統制と云ふことが、日本で實際上の問題となつたのは、つい三、四年前からの事であります。大體何を目的にしてるかと云ふと、電氣の需要と供給とを適合せしめる、さうすると投下資本の利用能率は増進する、其結果は電氣の生産原價を低下せしめることが出来る、と云ふのが、理論的、根本的の目的であります。要するに電氣の需要と供給とを巧く合致せしめて、「デッド、キャピタル」をなくすれば、自然生産原價は安くなる、少なくとも高くなる傾向にあるものが高くなるなくて済む、マア一口に云へば、無駄を省きそしてお客様にも御不便のない様に電氣をお望み通り充分に差上げやう、そして事業家自身も適當の利益を得て行くことが出来る様に、電氣事業界を整理統一し様じやないか、と云ふ問題が、謂所電力統制問題であります。此の電力統制と云ふことには一人として反對するものはない、にも不拘、どうして統制しようか、と云ふ方法論になると

一向に意見が纏らない様で、あゝでもない、こをでもないで、ズル〜に今日迄何等、確定的の方法は出来上つて居ないのであります。

二、電力統制問題の由來

電力統制と云ふ問題は、何時頃から起つて現在どうなつて居るかと云ふことを、外國特に米、獨、英並に日本に就て簡単に申上げます。

A、亞米利加で、電力統制が實際問題として叫ばれたしたのは、世界大戰直後の千九百十九年（大正八年）からであります。一昨春秋、我が東京で開かれました世界動力會議に、米國代表の一人として來朝した、「ダブリュー、エス、ムレー」と云ふ人がありますが、此人の主唱で、米國大西洋岸地方、特に北は「ボストン」から南は「ワシントン」迄、東は大西洋の岸から西に約百五十哩入つた地域に限つて、謂所「超電力地域」となし、其の内の電力事業並に電力の需用状態を詳細に調査研究し、最も經濟的な發、送、配電を行ひ、電力を最も有効に利用し様と云ふ計畫を樹てたのであります。此の事業はワシントン政府の事業とし、主唱者のムレーを委員長として早速研究調査に着手し約一ヶ年間で完成しまして、詳細な報告書を公表しました。此の時に初めて、ムレー氏は“Super-power”（超電力）と云ふ新らしい合成語を作つたのであります。此の語の意味は、ムレー氏の云ふ所によると、“Superability”の意味で作つたのださうであります。即ち電力の超利用、從來の利用能率よりも、ずっと高い能率で電氣を利用し様と云ふのであります。是れは世界大戰中米國の各工業都市では非常な

電力の需用が起つたにも不拘、其れに應ずる發電設備は、多くは舊式のもので、充分に需用に應ずることが出來ず、大變困つたので、此のシユーパー、パワーのシステムによつて、以後さう云ふことのない様に、と云ふのが、此の計畫の起つた主要な原因であります。

右の報告書が公表された後で、當時「ペンシルヴェニア」州の知事であつた、「ピンチョット」と云ふ人が、ムレー氏の計畫は大資本家を利する爲めのものだ、と云ふので、「ペンシルヴェニア」州は自州内だけの電力計畫を樹て、州民自身の利益を計らうと云ふ考から、州廳内に調査機關を設けて研究した結果を報告書にして公表した、此の時ピンチョットは、特にシユーパー、パワーと謂はずに「Grant Power」と云ふ言葉を使つたのであります。而しこのペンシルヴェニアの計畫は、あまり評判は好くなくて、一般的には「シユーパー、パワー」と云ふ言葉が使はれて居ります。

「シユーパー、パワー」の組織とは、どう云ふことを指すのであるかと云ふと、電氣の生産、配給並に需要の技術的統制に依つて、原價を可及的に安くし、其利用能率を増大せしめ様とするものであります。電氣の需要及消費は、其使用目的の如何により、又地理的經濟的事情の相違により、一番澤山電氣を使ふ時間、又は時季に相違があります。同一の時間に、總ての工場なり商店なり家庭なりで、最高の需用高を示すものではありません。地理的にも經濟事情の相違の爲めに、同様の相違があります。それで、なる可く廣い地域に亘つて、なる可く異つた性質の使用目的のものを綜合して供給

することにすると、各個々の供給の場合に於ける最高需用高の合計高よりも、少ない電力で、總てに供給が出来ることとなります。例へば、各個々の區域が獨立して居る場合には、各最高需用高の合計は百萬キロワットの電力を必要とするが、是れを綜合して、一系統として供給することにすれば、八十萬キロワットで充分供給することが出来ることと云ふ様になります。それを、我々の方では、「ダイヴァシチー、エコンミイ」と云つて居ります。此の少なくすむ割合を、「ダイヴァシチー、フアクター」(散荷率)と云ひ、此の例の場合の散荷率は一・二五であると云ひます。次は、發電經濟の方から見ますと、一發電機の發電能力が大となればなる程、其單位(キロワット)當りの建設費は安くなります、是れは一般的に水、火力發電共に同一傾向にあります。又、發電能力が大となれば、火力發電では、單位(キロワット時)當り燃料消費量は少なくてすむのが普通であります。其他運轉費に於ても、維持費に於ても、一發電所の電力が増大すれば、其少なるものよりも、各單位當りに安くなる傾向にあるので、此の「シユーパー、パワー、システム」では、各地方的に建設せられて居た、少容量のもの即ち一般的に能率の悪い發電所は廢止して、能率のいゝ大容量の發電所を適當の場所に建設して、發電原價を此の方面からも安くし様として居るのであります。水力發電所の方では、發電力は川の水の流れる量に支配されるもので、亦水の流量は季節的に大なる變化があります。而して亦地方的に其の流量の變化の時季に相違があります。それで此の流量の變化に相違のある地方の水力發

電所を結びつけると、一河川だけ獨立して居る場合よりも、流量の利用を大ならしむることが出來ます。斯くすると、各發電所の容量を大となし、一キロワット當りの建設費を低下し、而して、水の流れの利用率を大となし、國家的にも非常な利益となるのであります。以上の様な、需用消費の方面、生産の方面の最も經濟的なるものを、大容量の送電線路で連絡しますと、生産消費の兩方面の利益を最大限度に利用し得ることになります。此の利益を得る様に、各種の技術的設備を一定の計畫の下に統制し様と云ふのが、即ち「シユーパー、パワー、システム」であります。先に申上げましたムレー氏の報告書は、此の目的にそふ様な一つのプランを提示したのであります。其後各地に建設せらるゝ發電所は、皆此の計畫にそふ様な大容量のものばかりであります。而し此の計畫では、各事業者は完全に獨立して居りますので、各事業者自身の立場よりして、計畫通りに、充分の連絡は出來にくい様に見受けられます。従つて設備の技術的統制だけでは不充分であると思ひます。

此の「シユーパー、パワー」よりも、實際上更に一步を進めた有効なものが、一九二四年に計畫せられ、一九二五年から實施せられました。即ち「パワー、プール」(電力プール)として知られて居るものであります。是れは「コネチカット」州の「ハートフォード」市にある「ハートフォード」電燈會社が中心となつて、「ユナイテッド」電燈會社、「ターナーズ、フォールズ」水力電氣會社の三會社で一つの委員會を組織し、其委員會には、各社一名宛の代表者を委員として出し、加盟會社の發電所は

全部、此の委員會の指揮下に置き、發電力利用の爲め必要な新送電線路は合同出資により建設することになりました。是れを「コネチカット、ザアレー、パワー、エキステーション」¹⁾と唱えたのであります。此の組織の運営は、どう云ふ風にするかと申しますと、委員會の監督の下に、一人の「ロード、デイスバッチャー」(配電を指揮する人)と云ふ者が居て、總ての發電所の運轉から、其電力の配給を命令します。即ち最も能率のいゝ、發電原價の安いところから發電せしめて、電力を要求する會社に供給する。加盟會社は、各會社間に直接に電力の授受はしない、必ず此の組織を通じて送、受電をするのであります。それで受電した方は、自己の發電所で發電した場合の原價を、此のプールに支拂ひ、送電した方はプールから自己の發電原價によつて受取る。受ける方は必ず自己の發電によるよりも安價の電力を供給されるのでありますから、プールには其差額だけ剩餘金が出来る。是れを先づ第一に新線路の建設に投下した資金の利子償却等の所謂フィクスト、チャージ(固定費)に支出し、次にプール經營費を出し、更に餘りのものは、プール加盟者間に均等に分配することになつて居ります。一九二五年以來、實施して居るが、極めて良好の成績を擧げて居る様であります。此のプール組織による便益は、第一に各加盟者は建設費の節約が出来ること、第二に原價の安い電氣を利用し得ること、第三に信頼度の大きい電氣を供給し得ること即ち良好のサーヴィスを提供し得ること等であります。此の「コネチカット」州の「プール」に次で、「シカゴ」にも「コンモンウェルス、エヂイソン」

會社が中心となつて、附近の電氣會社二、三と「プール」を組織して現に實行して居ります。其他一、二の地方にも出來て居るさうで、皆各地方的に發電、配電の「プール」による統制で、良い成績を上げて居ります。

電力プールによる統制よりも、更に一層有効で、且つ廣範圍に亘り其威力を發揮して居るものは、電氣事業に於ける持株會社制度の發達であります。亞米利加で電氣の供給會社が始めて創立されたのは、一八八二年であります。其れから八年目の一八九〇年には既に、「トムソン、ハウストン」會社（電氣機械の製造會社）に依つて、地方の小電氣會社で資金に困つて居るものに融通をつけてやることを目的とする「ユナイテッド、エレクトリック、セキュリティーズ」會社と云ふのが創立されて居りますが、是れが米國での電氣事業持株會社の始めであります。それから漸くして、一九〇四年に、「ゼネラル、エレクトリック」會社（G. E. 會社として一般に知られて居る世界最大の電機製造會社）が、「エレクトリカル、セキュリティーズ」會社と云ふのを作つて、自己の所有して居た地方の小電氣會社の株式を集めて持たしたが、巧く行かないと云ふので、翌年の一九〇五年に、「エレクトリック、ボンド、エンド、シエアール」會社（一般に「エバスコ」會社として知られて居るもの）を創立しました。是れが「トムソン、ハウストン」會社のつくつた持株會社と同様に、地方の電氣會社の金融や證券類の市場賣出の世話を始めた。是れが成功して、現在では亞米利加第二の電氣事業關係の大持株會

社となつて居ります。「エバスコ」會社がどうして今日の大發展をしたかと云ふと、其れは最初に採つた政策が非常に良かった、と謂はれて居ります。其政策と謂ふのは、一九二七年に公表された、米國政府の「米國に於ける電力統制調査報告書」に據りますと、次の四項目が上げられて居ります。即ち

- (一) 「エバスコ」會社の子會社として他の持株會社（現在四會社あり）を組織し、供給會社の普通株「Common Stock」を所有せしむること、（此の普通株は勿論、ヴォーチング、パワーのあるもの）
- (二) 各地方別に群小會社を合同せしめ、其の大きさは、社債、優先株を市場に賣出得る程度の信用のあるものとし、亦發電、送電、配電を最も經濟的ならしむる程度のものであること。
- (三) 資金構成計畫は、總資金の五〇乃至六〇％は社債により、残りの半分二〇―二五％は優先株により、他の残りは普通株によること、而して此の普通株の全部又は大部分は子會社たる持株會社をして所有せしめること。

- (四) クローズド、モアゲージやクローズド、デイベンチュアを止めて、オープン、エンド、モアゲージの採用により、將來の資金の必要に應ずること。

斯う云ふ政策を行つた結果、非常な發展をして、現在では、全米國の電氣事業の一五・二六％（日本現在の全電氣事業よりも尙ほ大なり）を獨りで占めて居るのであります。

其後此の種の大持株會社がだん／＼に出來て最近では全米國電氣供給事業の約八六％は、是等の持株會社によりて統制されて居ります。更に全事業の約五二％は僅かに四個の持株會社の統制下にあります、即ち

ユナイテッド、コーポレーション系統	(統制率)
エレクトリック、ボンド、エンド、シエアール會社	一八・八〇％
インサル氏系統	一五・二六％
ノース、アメリカン會社	一〇・四〇％
	七・一四％

右の内、初めの二會社は、モルガン系に屬するものであります。是等に次ぐロックフェラー系の紐育合同瓦斯會社外二會社で一二％、更に他の十會社で二十二％、即ち都合十七會社で約八六％を支配して居るのであります。

斯の如く少數の持株會社で、多數の供給會社を支配して居りますが、實際に事業を支配する資本は、極めて僅少のもので、其最も甚だしい例を申し上げますと、ロックフェラー系のビイレズビー氏の支配に屬する「スタンダード、ギヤス、エンド、エレクトリック」會社(統制率四・五一％)は、其支配下にある供給會社の總投資額は三億七千萬弗であるが、其れを支配する親會社の投票權のある株式は僅かに一百万弗に過ぎないのであります。即ち一百万弗で三億七千萬弗の事業を支配して居るので

あります。要するに米國の電氣事業は完全に持株會社によつて統制されて居ると、申上げて差問題ないのであります。

B、英國。それから興味のあるのは英吉利の電氣事業であります。英國人は御承知の通り、極めてコンサヴァチーブな國民であると同時に、一度目的を定めて實行するとなると、萬難を排して必ず目的を達する實行的の國民であります。英國の電氣事業にも、好く其性質が表はれて居ります。倫敦に於てさえも、今尙ほ石油ランプを使用して居る家が澤山あり、相當のホテルでも、其電燈照明の設備は極めて原始的のものであるのに驚く位であります。亦供給區域も狭小の地域毎に獨立して居り、其技術的設備も非常にマチ／＼で全く統一がなかつたのであります。従つて世界の強國中で電氣事業に關する限り、最も遅れて居たのであります。所がそれも世界大戰中の動力飢饉や産業合理化運動等が原因となつて、一九一九年に有力な電力調査委員會を組織し、其れで調査研究した結果、一九二六年に、従來の電氣供給法“Electricity Supply Act”に大改正を加へ……改正と云ふよりも寧ろ新らしく作りかへて、直ちに其實行に着手し、十ヶ年間に全英國の電氣事業を根本的に改新し様として居り、現在、豫定以上に進捗して居る様であります。此の新電氣供給法の骨子とする所は、發電、送電の能率を増大し、發電せられた電氣は總て一度國家が是れを買ひ上げ、そして更に、現在一般に電燈電力を供給して居る小賣業者に賣る、要するに電氣の專賣であります。

發、送電能率を上げるが爲めには如何なることをするかと申しますと、イングランド、スコットランド、アイルランド及ウェールズを適當な地方電力區域に分轄し、各區域毎に、使用す可き發電所を選定し、舊式の能率の悪いものは廢止する、不足の時は新式大容量の良能率發電所を建設し、選定並に新たに建設せられた發電所間は完全に全區域に亘つて送電連絡を爲し、其週波數や電壓を統一し、かくして一地方電力區域内の統制を行ひ、次で各區域間の送電連絡線として十三萬二千ヴォルトの送電幹線で全國的に連系する、と云ふのであります。是れを「グリッド、システム」と稱して居ります。是等の改造に要する費用は、中央電氣局“Central Electricity Board”で證券を賣出して集めることになつて居ります。現在事業進捗の程度は、イングランド、ウェールズ、及スコットランドで、大都市、大工業地方の八地方電力區の計畫完成し、着々其區域の改造事業を進めて居ります、單に計畫だけでなく、計畫の出来る片端から實行に着手して行くところに、英國らしき力強さがある様に思はれるのであります。

C、獨逸。一九一九年と云ふ歳は、餘程電力統制に關係の深かつたものと見へまして、獨逸でも同年に、電氣事業社會化法と云ふ法律を作つて、獨逸の電氣事業會社の株式の五十一%以上は、國家、聯邦國又は市と云ふ様なところで持つて支配して行こうとしたのであります。是れには非常な反對があつて、未だに實施しないで、其まゝになつて居ります。技術的統制の方では、全獨逸を五ヶの地方

電力區に分轄し、各區内の發電、送電を最も能率的に連絡し、更に各地方電力區間を、大送電線で以て連絡し様とするのであります。特に獨逸で送電連絡上注意して居ることは、戰時に於て或る地方が敵軍の占領するところとなつても、他の地方の電力利用に累を及ぼさない様に計畫して居る點であります。送電連絡は、主として南部の水力地方と、ウェストファールン及び中部の火力中心地方とを、二十二萬ボルト(此の送電線は、將來三十八萬ボルトにて使用し得ることになつて居る)の大送電線で連絡し、水力を極度に利用し様として居ります。此の送電線の一部約五百キロメートルは既に完成して居ります。

前に申しました通り、電氣事業社會化法によつて、國家的に統制せんとしたことは、一先づ中止の状態にありますが、是れは法律を以てせんとする統制が中止されたのみで、事業自身の經濟的統制は、國又は公共團體が主となつて、着々實施せられて居ります。主として、證券統制、即ち資本的統制の形によつて居ります。其の最も大なるものは、電氣證券保有會社と云ふ資本金六千萬圓の證券會社を創立して、其の株式の全部を國が所有し、獨逸國營電氣會社を初め、約十二ヶの大電氣會社の株式を所有せしめて其等を支配して居ります。更に其子會社が亦他の會社の株式を持つて居りますから、此の保有會社の直接間接の支配下にある事業數は相當多數に上つて居ることゝ存じます。獨逸工業の心臟部であるウェストファールン地方は、ライン、ウェストファールン電力會社によつて大體統

制せられて居りますが、此の會社は、公私共同經營の形式によつて居りまして、全株式の四五%は國及公共團體が持ち、残りの五五%は一般私人の所有となつて居ります。

獨逸の電力統制で、一寸他と異つたものは、謂所「電力統制會社」であります。是れは中部及南部の主要なる電氣會社の主腦者が集まつて、A. G. für deutsche Elektrizitätswirtschaft と云ふ資本百萬マークの會社を作り、各社の新な發、送電計畫は、此の會社で相談して能率的に實施し様、更に各社間の種々のトラブルは、相互に話し合つて、此の會社で解決して行こう、と云ふのであります。一九二八年に獨逸電氣會社外二社で創立したものであります。其後ウェストフアリア地方の有力な會社や中西部地方のものが加つて加盟會社は九ヶとなり、各社十萬マークを出資して居り、残りの十萬マークは第十番目に加入する會社が負擔することになつて居ります。此の會社の發展の將來に就ては、極めて興味あるものと思はれるのであります。

D、日本。次に日本に於ける電力統制問題に就て簡単に申述べます。明治二十年初めて一般に電燈を供給する會社が東京に出來ましてから世界大戰の終ります頃迄の間、各地で小規模の電燈會社の合併買収と云ふことは、相當盛んに行はれて來ましたが、其れは、競争の排除による獨占又は供給區域の獲得を目的としたもので、今日の科學的の意味の事業統制と云ふものとは同一に見ることの出來ないものであります。大正八年即ち一九一九年に、今までになかつた新らしい形の電氣會社が出來まし

た。これは所謂發電會社若くは電力卸賣會社と云ふもので、例へば今日の日本電力會社、大同電力會社の前身の大阪送電會社等がそれで、前者は宇治川電氣會社から、後者は現在の東邦電力其當時の名古屋電燈會社から別かれて創立されたものであります。是等の會社は、非常に多額の建設資金を要する大容量の水力發電所の開發長距離送電線の建設等を爲すもので、一般營業の片手間にやつて居つては、直ちに働かない巨額の資金を數年間使用しなければならぬので、金利負擔とか又は親會社の配當維持の必要上とか、から別會社として専心その建設事業に當らせ、其出來た電氣は主として親會社が利用して行こう、と云ふので出來たものらしいのであります。それで、最初の目的の通りに進んで行けば、何等問題はなかつたのであります。途中から此の子會社が非常に大きくなつて、親の手を離れて、勝手に電力の販賣地をあさる様になつた。是れが現在の日本の電氣事業界で、業界不安の一大原因となつて居るのであります。何にも日電、大同のみが此の原因をなして居ると云ふのではありませんが、一般的に見て、發電所を先づ造つてそれから賣込先をあさる、と云ふ、變態的の發電會社と云ふものが大正八年に出來た事が我國の電氣事業界を今日の難局に立たしめた主要な原因の一つである、と云ふ點は否まれないのであります。大正八年即ち一九一九年は、前にも申し上げました通り、米、英、獨共に電力統制に着手した年でありますが、日本では業界不安の原因の一つを作つた年であつた、と云ふことは、今日から見ると、誠に皮肉に思はれるのであります。發電會社と云

ふものが、電氣の供給事業に於て必要であるかどうか、經濟上斯かる會社の存在の理由があるか否か、と云ふ點には種々の議論もありますが、今日は此の點には觸れないことに致します。而し諸外國には、日本の發電會社の様な電氣會社は無いと云ふ様に聞いて居りますことだけを申上げて置きます。

日本の全發電力、其消費力、投下資金等何れの點から見ても、其大部分を占めて居る、所謂中部日本、即ち關東、中京、關西の三大需要地方を中心として、電氣事業界に種々の意味の競争が深刻化しましたのは、此の發電會社の事業が進むにつれて起つて來たものであります。大正九年以後、各會社系統共に、勝手に發電、送電の計畫を樹立し、何等統一と云ふものはなかつたのであります。丁度大正十一年の初めに、亞米利加のところでお話しました、ムレー氏の「シユーパーパワー、システム」の報告書が來ましたので読んで見ると大變面白いし教えられることが非常に多い。翻譯して出したら宜からうと云ふ事になつて、東邦電力の調査部で其れに着手しました。ところが、第一に「シユーパーパワー」と云ふ語は何んと譯したらいいか、いろいろ議論もありましたが、松永氏が「超電力」ではないか、と云ふので「超電力聯系」「Superpower System」と云ふ新らしい語彙を作つたのであります。是れが其のまゝ一般的の用語となつて居ります。翻譯を世に出しますと、一部で、日本にも此の様な「システム」を立てたら、と云ふ話が出て來た、是れが今日の意味の電力統制問題が日

本で起つた始めであります。

一方で右の様な統制方法が論議されて居るにも不拘、各大電力會社は自己の發展の爲めにあらゆる方法を講じ、大發電力の開發に全力を盡し、需給の調節と云ふ事には全く盲目で、只一途に生産第一主義の積極策を採り、金融業者亦平氣で巨額の資金を投じて來た結果が今日の無統制、競争、業界行詰を招來した物と思はれます。所謂過剩電力何十萬キロを、もてあますことゝもなつたのであります。近頃世上で、現在中部日本の過剩電力は七、八十萬キロあると云ふ説と二、三十萬キロだと云ふ説と種々ありますが、是れは見方により又計算の仕方によつて、いろいろに異なつて來るものでありますから、どちらが眞實なのか簡單には斷定出來ませんが、投下資本に重きを置いて考がへると、多い方に賛成したくなる様であります。過剩電力と餘剩電力とは多少異なつたもので混同しては判斷を間違いますが、是の事は後でお話したいと存じます。

兎に角く電氣事業界無統制の結果、何十萬キロと云ふ多量の電氣が、何等の効用を社會に齎らさず遊んで居ると云ふ事は、事業界を不安ならしむるのみならず、是れに關係の最も深かい金融業界をも不安ならしむるもので、何んとか解決して行かねばならぬ、といふのが、現在の日本の電力統制問題の中心を爲して居ります。其方法として、超電力聯系論から其の運營方法としての電力プール論、大合同論、持株會社論等種々の方策が論議されて居りますが、未だ何等具體的方法の決定したものは

ない様に思はれます。

三、**電力統制の必要** 次に電力統制は何故に必要であるか、と云ふことを、事業自體の特質上よりと、我國電氣事業の現状との二つに別けてお話し申し上げ様と存じます。先づA、**電氣事業の特質** から申し上げます。電氣事業は、他の一般の生産販賣事業と大分違つた性質を持つて居ります。

第一に、電氣事業は極めて多額の資金を固定せしめるものであること。即ち逓信省の調によると、我國では昭和四年度末に四十四億七千八百餘萬圓を固定せしめて居り、且つ年々三、四億位の新投資を必要と致して居りますから、此の固定資本の減少すると云ふことは全々ありません、増加するのみであります。そして此の固定資本は、株式による拂込額を遙かに超過して居ります。即ち昭和四年度末で拂込額は三十億二千萬圓足らずでありますから十四億五、六千萬圓は社債又は借入金によつて賄はれて居る理けであり、斯の如き事業は電氣事業に類した公益事業以外には先づ見られないことであると思ひます。

第二に、一度資金を投じて固定せしめたら回収は先づ不可能で、若し回収し得るとしても非常に長年月を要し、且つ資本の回転率は極めて少なるものであります。電氣事業資金が回収せられた様に見えるのは、只だ資金の形が變つたゞけであります。即ち借入金で支辨して居たものが、適當の時期に

社債にかわり又は株式拂込に變ると云ふだけで、資金自體から見れば、一度投資せられた以上回収せられる事はないと謂ひ得るのであります。強いて回収せられると謂ひ得るのは、其は償却によつて少額づゝ長年月を要して爲し得ると云ふに止まるものであります。其の上常に新資金の投下を必要とし、其額も償却金よりずつと多い金額のものであるから、固定資金の減少すると云ふことは、減資を爲すことある場合の外あり得ないのが、此事業の重要な特質の一つであります。要するに、金融市場から電氣事業に資金が流入すると、其資金が亦金融市場に返つて來て流通資金を多くすると云ふ事はない、只だ初めに投ぜられた資金より得る利潤が蓄積せられて流通資金となるばかりであります。従つて、電氣事業に於ける多量の過剰電力、換言すれば利潤を産まない巨額の固定資本があると云ふことは、蓄積せらる可き新流通資金が出来ないと云ふことになるので、金融市場に採つては極めて重大な問題となる譯けであります。

次に資本の回転率が極めて少ないことも特質の一であります。即ち日本に於ては投資額四十四億七千餘萬圓で其一ヶ年間の總収入は八億八千餘萬圓で、大體五年に一回となつて居り、米國では投下資金約一百十億弗で年收約二十二億弗、即ちやはり五年に一回となつて居ります。然るに御承知の通り紡績事業其他の生産事業では、一年に數回又は十數回に及んで居ります。是の資本回転率の非常に少ない事が、販賣代價の決定の上で、他の生産事業と極めて顯著な相違を見る事となります。

第三に、電氣は貯藏して置く事の出来ないもの。即ち現實に需用し消費せられる量だけしか生産することの出来ないものであります。所謂見越生産が出来ない、生産に有利な時に生産してストックして置き販賣に有利な時に賣り出すと云ふ事の出来ないものである。同時に亦其販賣し得る地域的範圍が、技術的及び法律的に制限せられて居るのであります。即ち技術的には經濟的送電距離以内に限り、法律的には許可せられた供給區域内に限られて居ります。假りに東京では電力が餘つて居るが九州では足りないと言つて、東京の電力を九州に持つて行つて賣ることは不可能であります。是等の生産及販賣共に他の生産事業に見ない制限を受けて居ることが亦重要な一特色であります。

第四に、電氣の需要は、時間的、季節的に非常な差異があるのみならず、地理的にも變化がある。發電でも水力發電は、川の水の流量の變動によつて發電力に變動があります。先づ需要の方から申しますと、一日の中でも午前と正午前後と午後と夕方と深夜とでは非常に差違があります。一般的には、一番多いのは夕方で、一番少ないのが深夜であります。季節的に見ると、冬は需要が多くて夏は少ないのが普通であります。地理的に見ると、工業の盛んなところ即ち生産都市と消費都市とは電氣の使ひ方に甚だしい相違があります。同じ生産都市でも、繊維工業の特に盛んなところと、鐵工業の隆昌なところとは亦同じではありません。水力發電力の變化は、主として季節的であります。が、一般には冬は川の水が減少するので發電力は従つて減少し、夏は降雨の關係で水が多いので充分

な發電が出来るのであります。而し是れも地理的に夏却つて水が少なく、冬は割合に多いと云ふ所もあります。是等需要並に供給の兩方面共に常に大なる變動があることが、電氣事業の一つの特質でもあります。亦是れと、貯藏の不能との爲め電氣の原價計算を困難且つ不確實のものとするのであります。

第五に、電氣事業は所謂公益事業 "Public Utility" であること、即ち社會公衆と特種の關係にあるものであるから、一般生産販賣事業の様に、供給量や賣價を自由に變化せしめ得ないのであります。獨占たらしむる事を必要とするが同時に極めて嚴重な社會の監督を受けしむることを必要とする事業であります。

最後に發電經濟の上から見ますと、發電は其の一ヶ所に於ける發電力を大ならしむる程原價を安くして經濟であります。送電の方からすると、一發電所からの距離が遠くなる程原價を高くして不經濟となります。従つて前に申上げました種々の特質と、此の相矛盾した二つの原則とを綜合して見ますと、電氣事業は、成る可く廣い範圍に亘つて、需用と供給とを連絡統一した方が、各個々に獨立して居るよりも能率的であることは申す迄もないことであります。即ち事業自體の性質からしても、當然國家的に統制せられねばならぬものであると思はれます。

B、我國電氣事業の現状 次に我國の電氣事業は如何なる状態にあるか、と云ふことを數字的に申し

たいと存じます。數字は最も新らしいものと思ひましたが、昭和四年度末のものしかありませんので、其れを基礎にして申上ることに致します。

(1)、需要と供給 先づ電氣の需用と供給とは如何なる状態にあるか、と云ふことを申上げますが、其前に一寸豫備智識として少こしお話しして置きたい事があります。其れは電氣の需用と消費とは明かに區別して考がへねばならぬことであります。電氣の需用と云ふのは、キロワット若くは馬力で「力」を指して居ります、即ち需用量はいくらか、と聞かれると、五萬キロとか十萬馬力とか申します。そして消費の方は此の需用量に其電力の使用時間を乗じたもの、即ち現實に電力の使用せられた量を云ふもので、普通「キロワット時」と云ふ言葉で表はされます。例へばA工場の一ヶ月間の電氣の消費量は十萬「キロワット時」である、そして其の最高の需用電力は五百「キロワット」だ、と云ふ様に申します。此の電氣の需用と電氣の消費と云ふ事は明かに異つた觀念の上にあるものでありますから、はつきり區別して置かねばなりません。電氣の需用高のみ多くて、消費量が是れに伴はない、と云ふ事は、即ち使用時間が短かいと云ふことを意味して居りまして、結果は各種の設備だけ大きなものを要して、其働さが充分でないと云ふ事になりますから、其れだけを考がへると供給會社としては、あまり好ましくないことになります。結局原價は高くなります。それで或る事業者の成績を見る場合、只だ需用高が多いと云ふことだけでは充分ではない、其消費状態如何と云ふことが、より以上に問題

であります。

次に需用者が電氣を使用せんが爲めの諸設備の容量の全體と、其實際に需用する電力とは必ずしも一致しないもので、需用高は設備の全體の容量よりも少ないのが普通であります。我々の方では、設備全體の容量のことを、「接續負荷」「Connected Load」と云つて居ります。此の接續負荷より實際の需用高の方が少ないと云ふ例は、極く手近なところで、我々の住宅の電燈を見ればお分かりになると存じます。即ち十燈の電燈が設備してありまして、實際一時に使用するものは、多くて七燈か八燈であります、即ち其全部の使用が時間的に相違するわけであります。一需用家だけでも左様でありますから、此れを廣く一都市全體とか、一會社全體とかでは、此の相違は、相當に大なるものとなります。此の相違を我々は「需用率」「Demand Factor」と申して居ります。此の率が小であることは、需用家の方で使用す可き設備中で、常に使用しないものが多いと云ふ事を意味しますが、電氣の利用能率と云ふ點から見ますと、一般的には、其の利用能率は良好である可きものであります。

昭和四年度末の、我國の電氣の總需用量(接續負荷の意味)は、四百〇二萬九千キロワットありまして、其中電燈の接續負荷は八十六萬三千キロワットで、其需用家數一千一百十七萬余、電燈數三千五百八十九萬三千余燈となつて居り、動力用としての接續負荷は三百十六萬六千キロワットであります。

す。それから此の總需用四百萬キロをまかなふ總發電力は、電氣事業者の分が三百十八萬八千キロワットで、其内水力發電によるものが、二百〇六萬一千キロ、火力發電によるものが一百十二萬七千キロとなつて居り、電氣事業に準ずるもの、又は自家用、官廳用等の總發電力が一百万五千キロ、其内水力が五十二萬一千キロ、火力が四十八萬四千キロありますから、總發電力の合計は四百十九萬三千キロで、内水力二百五十八萬二千キロ、火力一百六十一萬一千キロあるわけであります。而し此の總發電力は、常に是れだけ發電し供給し得るものではなく、發電し得る設備が是れだけある、と云ふのであります。水力に見ますと、水の流れが豫定通りにある場合二百五十八萬余キロを發電し得るのであつて、流量は常に變動するものであるから、常時豫定通りの發電は不可能であります。其不足分を補ふ爲めに、多くの火力發電設備がある、即ち、所謂補給用火力と云ふもので、前記の火力發電設備の過半は、大體是れに屬するものであります。従つて常時發電し得る能力は、前記の約四百二十萬キロよりずつと少なくなつて、三百四、五十萬キロ、或は其れ以下にもなるであらうと思はれます。そうすると、總需用量即ち總計の接續負荷は約四百〇三萬キロありますから、供給が却つて不足して居る様に見えますが、電燈負荷の八十六萬余キロは殆んど其全部が夜のみのものであり、動力用の三百十六萬余キロは、多く晝間の負荷であります。其の上に前に申上げた需用率があつて、各需用家共に其接續負荷全部が一時に使用せられるものではなく、實際の需用高は、接續負荷よりもず

つと少なくなりますから、需用高の合計は四百萬キロよりも大分少なくなります。更に各種の需用高の最高量を示す時間は必ずしも一致しない。電氣使用目的の相違により、各地方の經濟事情、生活状態の等しからざるにより、最大需用高の表はれる時間に相違があります。それで各個の最大需用高の合計と、其等のものが綜合されて一發電所又は全系統にかゝつて來る最後の最大需用高との間には相違が表はれます。そして常に、前者が後者よりも多いもので、此の比を散荷率 "Diversity Factor" と申します。是等のものがある爲めに、接續負荷は四百余萬キロで、實際供給力は三百四、五十萬キロ以下であつても、尙ほ過剰電力が出て來る事にもなるのであります。

序でに散荷率と云ふものに就て、簡単に申し上げますが、是れは電氣供給事業にとつては非常に大切なもので、是れあるが爲めに、電氣供給事業は經營して行けると云つて差岡のないものであります。若し十萬キロの供給能力を以て、各種の需用家の需用高合計十萬キロに對してのみしか商賣が出來ないとしたら、電氣供給事業は頗る無味乾燥な事業であり、亦其販賣代價は案外に高いものとなるに相異なるのであります。幸に電氣の需用には、此の散荷率と云ふものがあつて、需用者の全部が、同一時間に需用の最大量を使用するものでないから、十萬キロの供給力を以て十三萬キロとか十五萬キロとかの商賣が出來ることになる。従つて其間に利益も上つて來るし、同時に亦賣價も安くし得ることにもなるのであります。現在並に將來の電氣會社の利益は、一に此の散荷率を如何にして大ならしむ

るか、と云ふことに懸つて居る、と云つても過言ではないと思ふのであります。

本項の最後に、過剰電力の事を少々申し上げます。世間ではよく、過剰電力と過剰電力とを混同しますが、是れは別けて考へる必要があります。電氣の需用は、特に享樂的消費を目的とする需用は、常に増加して行くものであります。従つて供給業者は、何時たりとも、普通の増加需用に應ずるだけの餘力を持つて居る必要があります。若し一般の需用をことわらねばならぬ、と云ふ様な状態の事業者があつたならば、其サーブイスはゼロであると云つてもいゝのであります。此の餘力は即ち過剰電力で、大體最高需用電力の一割位あれば充分の様に思はれます。勿論其高は確定的のものではないが、米國のハートフォードの電力プールで定めたものから見ると、大體一割内外を必要とする様であります。此の種の過剰電力は當然なければならぬものであります。過剰電力は、あつて誠に困るものであります。過剰電力とは、必要な過剰電力を超過して、あり餘つて困つて居る電力を謂ふので、其れだけ死藏資産が多くなり、其利子償却は現に働いて居るものが負擔せなければならぬから原價を高め、引いては販賣競争の因をなす事ともなり、事業界混亂の基となり又現になつて居ります。是れを何とか處分したい、即ち當分新發電所は建設したい、と云ふ事も、現電力統制の一重要エレメントと認められて居ります。

(2)、投下資本の現状 我國の全電氣事業經營の爲めに投下せられて居る固定資本は、昭和四年度末に、四十四億七千八百萬圓に及んで居り、固定資本の巨額なる點に於て他に其比を見ないのであります。蒐集せられた資金の内譯を見ますと、株式の拂込によるものか、三十億一千九百萬圓で、外に社債が十四億四千四百萬圓、借入金が六億八千六百萬圓、合計五十一億四千九百萬圓となつて居ります。即ち社債借入金の合計は二十一億三千萬圓で、拂込資金の七〇・五%に及んで居ります。そして、此の總資金五十一億四千九百萬圓と固定資金四十四億七千八百萬圓との差額、六億七千一百萬圓と、諸積立金一億七千七百萬圓、即ち計八億四千八百萬圓は謂所流動資金となつて居る理けであります。此の流動資金の内容は詳細に、わかりませんが、建設工事中の假拂金、有價證券其他關係會社への投資、貯藏品等が主要のもので、其中問題になるのが、所有々價證券及關係方面への投資額であります。其額が大體どの位あるか、と云ふことも正確には分かりませんが、エコノミスト誌の本年二月十五日號によりますと、昭和四年度末で、所謂五大電力會社外七會社、計十二會社の分だけで二億八千二百萬圓となつて居り、其れが昭和五年度末には三億七千四百餘萬圓となり、即ち一ヶ年間に、此の十二會社だけで、九千二百餘萬圓の増加を示して居ります。此の外右の十二會社以外の會社、大會社の支配下にある多數の子會社、特に證券會社をして所有せしめて居る分等を見ますと、其總額は大變な數字になるであらうと思はれる。是等の所有證券が、昨來の證券値下りと、一般的に収益の漸減とによつて、其各親會社を相當に苦境に落入れたであらうと云ふことは想像し得られるのであります。

す。電氣事業自體の業績を見れば、不景氣であつても、左程不安がる必要のない事は、後でお話したいと思ひますが、此の所有證券の値下による擔保力の減少が、金融業者を不安ならしめ、事業上の金融を困難ならしめた事は、右の流動資金の殆んど半分が有價證券又は他への投資であつた事から當然の歸結と思はれます。

電氣事業の資金は、一般的にまだ株式の拂込によつて過半は賄はれて居りますが、社債、借入金の額は、累年非常の勢を以て増加しつゝあり、數年の内に、全資金の半分は是れによる様になりはしないかと思はれます。事業資金構成の理論から云へば、長期低利の社債によつて、資金の大半が出來て居る事は事業經營上最も好ましい事でありませう。米國の電氣事業資金構成の一般的原则は、全資金の五〇%は社債により、二五%は優先株により、残りの二五%は普通株による可きであるとされて居ります。而し日本では、事業者、金融業者並に一般投資家の考へ方なり經營の方法なりが、今よりも進歩と申しますか、兎に角く變つて來なければ、米國式のこととは早急には出來ないのではないかと思はれます。

兎に角く電氣事業と云ふものは、巨額の資金を必要とし、其大部分を固定せしめるものであります。社債借入金が四年度末で二十一億三千萬圓あり、其内に外債が約三億四千萬圓ばかりありますから、其れを差引いても、約十八億圓は内地の金融市場から供給されたものであります。所で四年度末

に於ける我國の銀行預金、信託會社及保險會社の投資に使用し得る金額は、大體百四十億乃至百五十億圓位の由であつたさうですから、其約一割二、三分に相當する金額は一電氣事業に投ぜられて居たと見られます。更に、金融業者で、電氣會社の株式を所有し、又は其れ等を抵當に貸出をして居る額も決して少々の額ではないと思はれますから、社債の全部が金融業者の手にあるものではないとしても、兎に角く此の一事業のみに極めて巨額の金融資本が投ぜられて居ることは事實であります事からすると、此の電氣事業が適當に經營せられ、相當の収益を上げ、更に事業の將來の發展が期待せらるればいゝが、若し左様でないとなれば、金融界に非常なショックを與へ、恐慌の一大原因とならぬとも謂えないのであります。

(3)、**收支の状態** 次に電氣事業の收入、支出及収益の状態はどうであるかと申しますと、四年度は、總收入八億八千五百萬圓で總支出は五億八千三百萬圓、差引収益額は三億二百萬圓となつて居り、即ち株式拂込額に對して丁度一割に當つて居ります。此の収益率は大正九年から十一年頃迄は大體一割二分であつたものが、其後だん／＼低下して、昭和三年度は九分九厘、四年度は一割と、近頃は大體一割見當になつて居ります。収益の全額が勿論配當となるものではなく、各種の積立金、賞與等を差引かれました、實際の配當となるものは夫れ以下に降りますから、我國電氣事業の總平均の配當率は八分以下となるであらうと思はれます。

大體電氣事業に於ける収益率は、或る年限のリズムを以て上下する性質を持つて居ります。即ち電氣料金に大なる變化のない限り、需要の漸増により投下資本の収益力を増し、収益率は従つて漸増します。需要の増加が飽利點に達する以前に發、送電、配電設備の擴張を要し、其爲め新規の資本投下を必要とし、需要の増加以上に新固定資金の増加を見て、収益率は漸減する事となります。それから亦資本の固定化が少なくなると収益率の漸増となつて來ます。それがノーマルの状態でありませんが、償却が充分でない、需要は増加しても収益率は増加しないと云ふ結果を見る事が往々あります。其れは例を電燈に取りますと、新しい需要はあるが、同時に電燈使用を廢止するものがある、其差が需要増加となりますが、若し償却が充分でない、新規の需要の爲めに投じた建設費は、使用を廢止したものの、残存建設費を負擔しなければならぬ事となりますので、収益率は増加しない前よりも却つて悪くなる、と云ふことがあり得るわけであります。従つて電氣事業者の業績を見る場合に、需要の増加のみを見て安心することは早計で、其反面に廢止されたものをも充分取調べる必要があります。近來の収益率の低下は、一般的に、無暗に新建設をやつて資本を固定せしめた事も無論重大な原因であります。一面償却が充分でなかつた爲めに、使用を廢止したものの、建設費の残りが、年々積つて相當に大なる額になつて居る事も、亦重要な一原因となつて居る、と思はれます。

(4)、電氣料金問題 近來各地で電氣料金の値下要求と云ふことが、一種の流行の様になつて、騒いで居

ります。料金は申す迄もなく、事業經營上絶対に必要な収入の根源を爲すものでありますから、どの程度に決定するか、値下をするか値上をするか、と云ふことは、極めて重大な問題で、甲の會社でどうしたから乙はこうしろ、と云ふ様に簡單には決められないのであります。一般物價が、殆んど其需要と供給との關係で決定せられる様には行かないもので、電氣事業がパブリック、ユーティリティー(公益事業)である特種の立場からして、其需要と供給との關係のみが唯一の料金決定要素とはならず、寧ろそれは、料金決定上比較的薄い關係にあるもので、「事業の繼續を可能ならしむる」と云ふ要素の方が根本的に重要なものとなるのであります。即ち簡單に料金決定の根本原則を申し上げますと、「事業の圓滿なる繼續を可能ならしむるに足るだけの収入を得る様に、料金は決定せらる可きもの」であります。此の最低限度に必要な収入を得られない様な料金は、米國では、「コンプライエントリー、レート」と稱し、適當の額の値上を當然認めて居り、又あり餘る様な料金は無論、適當に値下を命ぜられる事となつて居りますが、此の原則の前提として、「事業の經營は合理的公正に行はれて居る」、と云ふことを必要とするは申す迄もありません。ですから、無暗に水増をしたり、經營の拙劣の爲めに不當に高い建設費を要したり亦は支出を増加したりした場合の、事業繼續に必要な収入額は、適當に訂正する必要があるものであります。

次に料金決定の要素を理論的に申し上げますと、第一に「公正なる収益率」を認むることでありま

す。此の収益率は、其事業繼續に必要な總投資金額に對し、年六%とか八%とかと、きめるのであります。従つて此の場合は、資産の評価が非常に重要な問題となります、此の評価が合理的に公正なものでなかつたならば、其れを基礎として決められた収益率も亦不合理、不公正なものとなりますから、評價に關する諸々の學說なり方法なりが常に議論の中心となるのであります。米國では多く、「リストラクション、コスト」を取つて居つた様であります、是れは一般物價が上昇の時期にあつては、事業者側が有利となり、近來の様に物價下落の大なる時は不利となります。従つて、コンサバチーブのところでは、「オリディナル、コスト」に適當の償却を加味したものを採つて居るのがあります。投資の安全を主として見ると、此の「オリディナル、コスト」を採る方が好くはないかと思はれます。第二に、適當の償却と豫備保留金を定め、第三に事業經營上必要な運営費をきめ、是等の合計額を以て、其事業の繼續に必要な總額とし、其れだけの収入を得る様に、料金を案配するのであります。以上を數字を以て簡単に申し上げます。公正に評價せられた總投資金額が一億圓の事業會社があるとし、其の合理的公正なる収益率を八%としますと、其額八百萬圓、償却其他保留金が三百萬圓とし、事業全部の運営費に九百萬圓を要するものとし、是等の合計は二千萬圓となります。即ち二千萬圓の年収入があれば、此の事業は安全に經營して行ける事になります。そして此の會社が一ヶ年間に五億キロワット時の電力量を販賣し得るものとするれば、其平均一キロワット時の收

入は四錢となれば、と云ふことになります。それで、其事業の從來の經驗によつて、電燈用、動力用、電熱用等各別の販賣電力量の見當をつけて、其れに適當に料金を案配して行く事になります。斯く申し上げますと、いかにも簡単に決定し得る様であります、實際は數學的に、キチンと算出出来るものではなく、その決定には理論よりも寧ろ特種の技倆を要するものであります。

今春議會を通過しました、改正電氣事業法に依りますと、電氣料金は逓信大臣の認可を要することゝなつて居ります。即ち認可主義を採用したのであります。電氣事業が獨占を原則とする以上、其料金は事業の監督者即ち逓信大臣が認めて正當のものとする額に據る可きは當然であります。此の場合逓信大臣は、其料金が果たして高過ぎるか、安過ぎるか、又何れの額を妥當のものとするか、を判断し認定する基礎を如何にするか、と云ふ點に就ては、種々の議論が起り得る問題であります。今こゝで此問題を取りあつこう事は止めますが、只一言申上たいのは、此の場合、一般物價特に卸賣物價指數など、比較したり、他事業者との振合を見たりする事は理論上全く意無味のことである、個々の電氣事業の料金の公正なるや否やは、其個々の事業者の内部的事由に依つて判断せなければならぬものである、と私は信ずることあります。其理由はあまり専門的の事物に亘りますから今回は省略致します。兎に角、料金が認可制となりますと、料金爭議即ち料金の値下要求運動はなくなるだらう、少なくとも事業者は今迄の様にイヂメラれなくてすむだらう、と思ふ方も大分ある様であります。今

度の料金は、監督官廳の方で適當のものなり、として認定して呉れたものであるから、若し需用者の方で高いから下げろ、と云ふ要求のあつた場合、文句があるなら逓信省へ行け、とツ、パネル事が事實出来るものであるかどうか、假りに出来るとして、今度は逓信大臣宛に一般需用者の多數から値下を要求した場合、大臣は電氣委員會に諮問する事になるであらうが、日本の此の委員會なるものは、米國の多くの州にある公益事業委員會とは全く異なつて、何等の強制権のない文字通りの諮問機關であり、亦大臣は此の委員會の答申に従はねばならぬと云ふことはないものであるから、此の認可制の結果は、現在の料金争議のわづらわしから脱することが出来るかどうか、輕々しく斷じ得ないのであります。而し認可制の採用の結果は、だん／＼各種の料金なり供給條件なりが、合理的公正のものとなるであらうと思ふ。少なくともさうなりたいと思ふものであります。若し認可制實施後に争議が生じた場合の監督者の査定が公正のものである事を、社會公衆をして認めしむるには、電氣委員會の此の種の審議は宜しく公開す可きであると思ふのであります。即ち米國の公益事業委員會で料金に關する争議の審議は、パブリック・ヒアリングになつて居る様に、社會公衆の面前に於て行ふ可きであると信ずるのであります。而して將來に屬するものは兎に角として、現に全國的に料金値下要求の問題は、火の手を上げて居る様であります。其多くのものは、事業の性質の如何なるものなりや全く關知することなく、頗る不當の

要求をして居る。事業の基礎を危殆に落入らしむる様な要求、例へば、昨年秋東京の街頭にはり出されてあつた三割値下要求のピラとか、或は弘前での様に五割値下せよとか云ふのは、勿論出来ない事で拒絶するのは當然であるし、料金の不拂同盟とか消燈同盟とかの如き、多數のものをかたらつて、モツブに類する様なことをするものは、官權に於て適當に取締る可きものであると考へられますが、經營のマズかつたが爲めに高い料金になつて居るとか、經濟的事情の變動の爲めに料金低下の餘地の生じた場合の如きは、事業者も其の要求に對しては當然考慮しなければならぬものである。一般的に云ふと、他の事情に特別の變動のない限り、電氣料金の値下を可能とするのは、其値下によつて、普通の需要増加以上に、大なる増加を期待し得る場合に限るのであります。即ち固定資本に對する収益率の低下を見ない様に料金を値下し得るは、料金低下が直接又は間接の理由となつて、特別の需要増加を見、其れによる収入増加が、料金低下の爲めの從來の収入減を補填し得るのみならず、収益率の低下を見ない場合に限るのであります。茲に注意しなければならぬ事があります。其れは、値下による収入減だけを、新需要の増加によつて補填し得たとしても、其れは直ちに収益率も同様に補填せられたのであると速斷し得ないこととあります。電氣供給事業は、多くの場合新需要の増加に伴ふて、必ずいくらかの新固定資本の増加を見、營業費も亦多少なりとも増加するものであるから、減收額だけの補填では、從來の収益率を維持することは不可能であります。従つて、収益率に何等の

變化を見ない様に値下をするには、値下による収入の減額以上に、新需要の増加による収入の増加がなければならぬ事となります。斯の如き事は、電氣の利用が一般化しない時代か若くは經濟界の好況期には期待し得る事であるが、現時の様な深刻なる不景氣の時には、到底豫期し得ないことであります。換言しますれば、現在では、料金を値下すれば、収益率の維持は勿論、單なる収入減の補填も不可能で、必ず収益の減少を見ることとなるのであります。斯様なわけでありますから、電氣事業に於ける料金問題は、金融問題と同様若くは其れ以上に重大な問題であります。斯様に重大な問題であります。従來我國に於ける料金値下要求の問題は、多くの場合供給者側が強き自己の主張を通し得ない様である。即ちいつでも、多少なりとも値下又は其れに類する供給条件の變更を餘議なくせられて居る様であります。特に此の一、二年來の大不景氣を理由として生じて居る値下要求に對しては、殆んど總てと云つてもいゝ位に値下を餘議なくせられて居る。是れは電氣事業の現在及將來に對して寒心す可き事であると思はれます。我國でいつも、供給者側が値下しなければならなくなることに對しては、事業の組織又は經營上重大な不満足の點があるからであらうと存ぜられます。

料金爭議と云ふ、電氣事業にとつては誠に不吉な問題は、何等かの方法で根絶することが出来るかどうかと申しまするに、現在のまゝでは益々盛んにはなつても減少することはありますまい。制度や組織の變更によつて、多少減少することはあつても、根絶することは不可能であります。最も合理的

に問題を最少ならしむる方法は唯一つあります、即ち需要者と供給者とが互にグード、ウィルを持つて取引すること、換言すれば、需用者は事業の立場なり、其政策なりをよく了解し、供給者は亦需用者の立場をよく知つて最良のサービスを提供することでありませう。米國で申します、「バブリック、レレエーション」を良好に維持して行く事、夫れだけであります。此の對公衆關係と云ふものが、改善されそして互によく了解し行く事さえ出来れば、いまわしい料金爭議など云ふことは起り得ないと思ひます。

(5)、**電氣事業に於ける競争** 次に電氣事業界に於ける競争に就て簡単に申し上げます。是れは外部的競争と内部的競争との二つに別けて見る必要があります。

外部的競争と云ふのは、電氣と同様の目的に使用する他のものと電氣との競争を指すもので、燈火としての電氣は只今のところ何物よりも優秀のもので全々競争者はないが、動力用及熱用としては大なる競争者があります。動力としての競争者の最も見る可きものは、ディーゼル、エンジンの發達で、今後此の機關と電氣の競争はどうなるか、極めて重大な問題であります。熱用としての電氣の利便は、最も新らしく起つたもので、其方面では電氣は攻撃的の立場にあります。従つて其競争者は動力より多く、特に近來は瓦斯との競争が盛んになつて來て居ります。熱用としての電氣の利用上、特に注意を要することは、電氣を利用する機械器具の製作技術の進歩、其價格の低廉、電氣料金の安價

と云ふ事で、是等の點に於て將來改善し得る程度の如何によつて、熱用としての電氣の將來も定まる理けであります。若し熱用としての電氣が、他のものに打勝つことが出来る様になれば、其需要の増加は非常のもので、從來の電氣事業經營に一大變革を見る様になるか、とも思はれます。

次に内部的競争と云ふのは、電氣事業者間の、電氣の供給競争を云ふので、此の位い愚なものはないと存ぜられます。ところが此の愚を屢々繰り返し、現に御承知の通り東京市を中心にした地方で、手段方法を選らばず、血みどろになつて争つて居ります。元來電氣供給事業の競争で、利益するものがあるか、と申しますと、競争当事者は無論、其双方の相手方たる需用者も結局に於て何等の利益にはならず、強いて受益者とせば、全く無關係の或る種の商賣をしてるものだ、と云ふ様なことになる。最後に苦しむものはだれかと云ふと、兩当事者は言ふ迄もないが、是等に關係のある金融業者をして、非常な不安に落入らしむるに止まるのであります。一と度び、相當に大きい競争をしたら、其創痕から事業を救ふには、極めて長い年月を要し、若くは全く救ひ得ない様な事にもなる恐れがあります。現に、我國電氣事業界立直りの痛と云はれて居る東京電燈會社の如き、今日の様な大事業となつたのは一面競争を繰返して來た結果であり、同時に今日の窮境に立至つたのも其競争の爲めである、とも見られると思ひます。要するに電氣事業での競争は、何等の便益を需給当事者は勿論一般社會にも齎すものではありません。却つて其害のみを後に残すものであります。競争の爲めにサーツイ

スが良くなるなど申すものがありますが、何にも巨額の死金を費して競争しなくても、サーツイスを良くする位の事は、事業の監督者、金融業者、並に一般社會の出様如何によつて何んでもなく出来るものであります。何れにするも此の種の競争は絶対に排除しなければならぬものであると思ひます。

(6)、**經濟恐慌と電氣事業** 最後に經濟恐慌が電氣事業に、どんな影響を及ぼすか、と云ふ事を簡単に申し上げます。是れに就ては日本には参考になる數字がありませんが、米國にはありますから、それに就て申述べます。

世界大戰後最初の恐慌即ち一九二〇年(大正九年)の恐慌は、其翌年の二一年に至つて電氣の消費量の上に相當大きな影響を與へて居ります。即ち一九二〇年度の米國に於ける電氣の總販賣量は三百二十六億三千万キロワット時であつたが、二一年度は三百十億六千万となり、十五億七千万キロワット時の減少を見て居ります。即ち四・八%強の減少であります。如何なる種類の需要で減少したかと申しますと、諸産業用の大口需要に於て最も多く、二十五億六千二百萬キロワット時、其率一二・八%強、次に鐵道並電鐵用で二億二千万キロワット時、其率四・六%弱であります。家庭用及一般商業用の小口のものは却つて増加して居ります。其結果相殺されて、結局純減少量は十五億七千万となつたのであります。然るに總収入は二〇年度に比して二一年度は、二億八千八百三十萬弗の増加を見て居ります。

是れは消費量の減少した大口動力用又は電鐵用などの料金は極めて低いものであるが、一般家庭用、小口商業用等の消費の増加を見たものは、其料金が、前者の五、六倍もする高いものであつたが爲めであります。そして一九二二年になると、直ちに回復して収入は勿論、消費量も一九二〇年よりも多くなつたのであります。

次の恐慌即ち一九二九年の初秋からはじまつた、そして現に進行中の恐慌の結果はどうかと申しますと、恐慌が現に進行中のものであるから全體の結論は、まだわかりませんが、一九三〇年度の電氣事業にあらわれた分だけを申しますと、前回の時と同じ様に販賣電力量は減少を見て居ります。總量では九億四千二百萬キロワット時の減少に過ぎませんが、大口の産業用では三十億五千萬キロワット時の減少を見て居ります、而し其の反對に家庭用、小口商業用等で二十億餘の増加となり、結局九億餘キロワットの減少となつたのであります。亦収入も前回の時と同様に、増加を見て居ります、其額は約五千萬弗で前回の時の増加に比して非常に少なくなつて居ります。是れは何故であるかと云ふに、一般家庭用及小口商業用の電氣料金即ち大體電燈料金が、此の十ヶ年間に非常に安くなつて居るからであると思はれます。只だ注意すべき事は、今回の恐慌は現に進行中で、昨年十一月より本年一月迄の三ヶ月間の統計によりますと、毎月の消費電力量は前年同月に比して益々減じつゝあると共に、収入金額も亦減少しつゝある事で、一九三一年度の統計はどんな數字を示すか、無論只今からはつきりわかり

ませんが、不景氣が尙ほ續くものとすれば、三一年度は三〇年度に比して更に消費量も總収入金額も減少する様な、今迄に曾てなかつた數字を示すのではないかと思はれます。我國で一昨年來の不景氣が昨年度の電氣事業にどんな影響を與へたか、確かな統計がないからはずきり致しませんが、二、三の主要電力消費地では、其需用量が多少とも減少して居る事は事實であります。其の多くは勿論生産工業用の大口動力の需用が減少しているので、或る地方では電燈需用迄も減少して居ると云ふ事であります。従つて、不景氣が電氣の販賣方面、引いては収入に相當の大きな影響のあつた事は想像出来るのであります。此の需用量の減少、其結果の収入の減少があつても、其れに比例して運営費の減少を見る事が出来れば、需用量の減少は一時的のものであるから、左程悲觀すべきものでもないが、現在の様に各事業が個々獨立して無統制の場合には、運営費の減少は其多くを望む事が不可能であります。廣い範圍に渡つて主要の事業が統制されて居れば、需用の増減に應じて適當の經費の節約が可能となるので、不景氣になると一層、電力統制の必要を痛感することゝなります。

電氣事業が因を爲して、經濟恐慌を惹起する様なことはないか、と云ふ事も一應考慮せらるゝ問題であります。十九世紀の中葉以後其末葉に至る迄の、米國の鐵道事業の不始末の爲め、經濟界に種々の害毒を流し、遂に恐慌の因を爲した、と云ふ様な事が、現在の電氣事業にあり得るかどうかは知りませんが、資本の亂費、無用の競争、料金低下、収益率の惡化等々の惡材料が山積して來る様な事が

あると、信用の低下、金融不可能、遂には借金の利子も支拂へない様な事になると大變な事になる恐れがあります。而し我國のみならず、一般に電氣事業は其特質上、或る程度の収入は確保されて居るものであるから、利子が支拂へないと云ふ様な事は先づないはずのものであります。従つて、より以上の不始末さへなければ、需要の漸増と共に、漸次良化す可きものであると確信します。特に最近では、金融業者の方で非常にお力ぞへになつて居りますから、現在のところでは、電氣事業の行詰が恐慌の原因となる様な事はないと思はれます。

以上、我國電氣事業界の全體を通じて、極めて其大略を申述べましたが、其等各項目の何れから見ましても、可及的廣範圍に渡る電力統制と云ふ事は、絶対に必要で、其の完成の早やければ早い程、斯業界のみならず一般産業界、金融業界の安定を得、利益を確かにする事は大となります。然らば如何なる方法によつて統制す可きであるか、と云ふ問題となりますが、それは結論に於て少々申上げたこと存じます。

四、金融業と電氣事業

電氣事業資金の性質に就ては、前に一通り申述べて置きましたから、茲では、電氣事業に對する金融資本の投資に就て少く申上げて見様と思ひます。

A、産業資本より金融資本への發展 元來電氣事業は産業資本によつて經營するには不適當の事業であると思はれます。特に其事業が大規模となればなる程左様になります。産業資本による經營に最も適する事業は、固定資本が少なく、資本の廻轉率なる可く大なるもので、且つ經營者の手腕の如何によつては何十割の利益でも上げ得る様なものである様に思はれます。換言しますれば、利益金の大部分を資本に還元して行くことの自由な事業が産業資本によつて成功し易い事業であると思ひます。然るに電氣事業は其等の點では全く反對で、非常に多額の資金を固定せしめ、其廻轉率は極めて少なく、其上常に多額の新資金の投下を餘義なくせられ、如何なる手腕家が是れを經營しても其収益率は種々の點から制限せられて居るのでありますから、産業資本によつての經營には不適當のものであると思はれます。其れでも、事業が未だ、一地方に極限せられた小規模のものである間は、産業資本の力で、何んとかやつて行けましようが、大規模となるに従つて、産業資本の力では満足な維持發展は出来なくなるのであります。

資金 "Money" のコストは、其資金が負擔する危険の大なる程高いものである、と云ふ事が認められます。事業成敗の全責任を負ふ株式（普通株）資本は、コストの最も高いものであらねばならぬ。電氣事業に於ける巨額の所要資金の大部分を、此のコストの最も高い株式資本で補ふ事は、電氣原價を高からしめる一の重要な原因となるものであります。従つて出来るだけコストの安い他の資金、優先株とかボンドとか、デイベンチュアールとかによる事が必要となつて來ます。亦一時的には借入金に據らなければならぬ事は申す迄もありません。そうすると、是等の種類の資金は、多少ま

とまつたものは皆、金融業者の力をかりて、謂所金融資本の御厄介にならねばならないのであります。

電氣事業は、其特質上必然的に金融資本の支配を受ける可き運命にあるものでありますと同時に、他の一般の、多くの産業の發達史が物語ると同様に、事業創始時代は産業資本で經營せられて居りましたが、其が發達し、大經營となるに従つて、結局は金融資本の包括的支配を受ける様になります事は、統計が明かに是れを示して居ります。即ち我國では、大正三年度の固定資本額は五億五千六百萬圓で、株式拂込資本は四億六千萬圓、社債借入金は九千九百萬圓で、株式拂込額に對する社債借入金の比率は約二十%でありました。そして此の比率は大正九年迄かわる事はなかつたのであります。昭昭和元年になりますと、固定資金三十一億七千七百萬圓、株式拂込額二十四億五千四百萬圓、そして社債借入金は十二億二千六百萬圓となり、株式拂込に對する社債借入金は約五十%となつて居ります。其後毎年其比率は大となりまして、昭和四年度は、固定資本四十四億七千八百萬圓、株式拂込額三十億一千九百萬圓、社債借入金二十一億三千萬圓、即ち株式と社債借入との比は七〇・六%となつて居ります。是れは明かに、大正九年以後、電氣事業の大經營化と、其大規模の電氣事業と金融資本との關係が愈々密接となつて居る事を物語るものであります。

社債借入金以外に、金融業者の所持する電氣事業會社の株式も相當の額に上つて居りましょうし、

更に電氣株を抵當に貸出して居る金額も亦少なからざる額であらうと思はれますから、直接間接に金融資本が電氣事業に入つて居る額は驚く可きものであるに相違ない。従つて、實際上に於て、現在電氣事業は金融資本の助けがなければ、經營は全々不可能となつて居ります。即ち事實上金融資本の支配下に置かれて居るのであります。只其支配が消極的で不徹底であるが爲めに、事業の統制が充分に出来ないのではないかと思はれます。

統制とか支配とかと云ふ事は別にしまして、單に、金融業の投資的立場のみより見ましても、電氣事業は金融業にとつて、非常な重要な事業であると存せられます。

B、電氣事業への投資 今茲で投資と申しますのは、金融業者が多少まとまつた株式を所有するとか、社債を引受けるとか、若くは事業資金の貸付を行ふとか云ふ場合を指すので、一般個人投資者が少額の株式や社債を持つとか又は證券市場でスベキュレーションの意味の多い投資を行ふとか云ふのを指して居るものではありません。又投資の結果止むを得ず、其事業の支配權を持つ事となる様な場合は別として、初めから支配權の獲得を目的とする投資も問題外と致します。

投資が成功したかどうかと云ふ事は、單に利子や配當が得られると云ふ事だけでは斷定し得ないので、現實に資本に還元してからの精算の後、初めて判然するものであると、私は考へます。從來の金融業者の電氣事業に對する投資、主として社債の引受けや事業資金の貸付は、其方法が充分満足す

可きものであつた、とは必ずしも云ひ得ない様に思はれます。經營者の顔振れがどうか、發、變電所の建物や機械がどうか、單に發電所の建設費が高いかどうか安いか、云ふ様な事も、無論必要な調査事項ではありますが、私に云はせると、そんな事は第二義的の事であると思ふのであります。それから貸付けた金が如何に使はれて、豫定通りに収益を上げつゝあるや否や、即ち事後の調査研究が充分に行はれつゝあるかどうか、今迄は此の方面には殆んど無關心であつた様に聞いて居りますが、金融資本家の資金は殆んど全部、預金者や信託又は保險契約者の金、即ち信用によつて託せられた金を使ふものであるから、自己の資産を使ふより以上に、其投資に當つては萬全の策を講ず可きであると思はれます。然らば電氣事業に對する投資は如何にす可きか、と云ふ事が次に問題になります。是れに就ては一つの實例を申上げて御參考に供したいと存じます。

其例は、米國のイクイティブル生命保險會社の電氣事業證券に對する投資方法であります。此の會社の方法は三段に別れて居ります、即ち第一に Preliminary examination. をあ豫選とでも申しますか、をやつて、次に Field examination 即ち實地調査に移り、最後に、詳細な研究 Detailed Study をやつて、投資す可きや否や、投資するとして其額は如何、と云ふ事を決定するのであります。

Preliminary examination ではどんなことをするかと申しますと、自己の事務所にある諸種の材料又は直接に目的とする會社に問合せて、供給種類、供給區域、經營の方法、證券の種類及其市場に於ける取引状態、収益状態等を調査し、そして其結果が見込のあるものであれば、其會社名を、第二の Field examination のリストに記入して、一層深く研究調査すること、とします。

Field examination ではどんなことをするかと申しますと、公益事業に特種の知識を有する其道の専門家を派遣して、保險會社の事務所での調査では得られなかつた、諸種のインフォメーションを集せしめるのであります。其調査項目の主要なものは、事業會社の資産の量及質、特許權の内容、供給料金及供給條件、經營の技能及其方法、供給區域の状態、供給地方に於ける其會社の對公衆關係如何、事業運營の結果其將來の發展の見込等である。是等の材料がそろつと、最後に Detailed Study に移るのであるが、是れでは次の様な各種のファクターに就て研究考慮する事となつて居る。

(1)、事業の種類、此の保險會社では最も好ましいものを電氣供給事業、云ふ迄もなく電燈電力の小賣事業である。次に電氣と瓦斯の兼營事業。第三位が瓦斯のみの供給事業と交通業を兼營するもの、であるが、交通業を兼營するものは、其の交通業より得る収入が總収入の二五%以上に上つて居ないものを採る事として居る。

(2)、一般的の原則として、小規模の事業、地方的小獨立會社や市營事業は全く考慮しない事にして居る。又如何なる場合でも總營業収入が、一ヶ年少なくとも二百萬弗以上のものでなければ採らな

(3)、經營。此の問題は非常に重要なものであるが同時に判定に頗る困難なもので、數理的の公式があるわけでもなければ、亦其の確定的の標準と云ふ様なものもない。而し一般に、經營の成績はいゝものである事、資産は堅實のものである事、正常な収益力を有する事、其經理方法はコンサーヴァティブである事、發行證券は市場で其價值を十分に認められて居る事、其他要するに信用あるものである事を目標とする。

(4)、對公衆關係。事業の將來を知るに最も重要な事は、其供給地方の公衆との關係が如何なる状態にあるかを知る事である。投資者の立場から見ると、事業と其地方の官權や公衆との間にツラブルがある事は最も好ましくない事である。料金値下要求問題などの大多數は、此の對公衆關係がうまく行つて居ない事が根本の原因を爲すものであるから特に注意をしなければならぬ問題であります。

(5)、資産の評価。此の會社では Original Cost の主義を採つて居ります。Present reproduction cost で資産の價額を記入する事には賛成出来ない、として居ります。後者を採ると、一般物價が下落し建設費が安くなつた場合と、其反對の場合とは、勿論結果が全く反對して來ます。前者を採つて、其れに適當の減價償却を考慮したものが、最も適當のものであるかも知れません。

(6)、収益。總収入に對する總支出の比率には、確定的の標準はない。而し一般には此のオペレーティング、レシオと云ふものは漸次低下す可きものであり、亦ある事が望ましいのである。是等のもの

に就ては少なくとも十ヶ年間の調査が必要である。

(7)、人口。勿論人口の増加しつゝある地方を供給區域として居るものである事を要する。

(8)、需用家の種類。種々異なつたタイプの需用家に供給して居る事が好ましい、或る特別の一産業のみが盛大である地方即ち所謂 *the industry town* のみに供給して居る様な會社への投資は危険である。日本に於ても、或る一種の工業が特に盛んな地方では、最近の不景氣の爲めに料金は低下し、電力の使用量は一ヶ年間に一〇%も少なくなつたと云ふ實例がある。

總収入の五〇%以上が大口需用家よりの収入である様な會社へは特に注意をしなければならぬ。斯の如きものは決して好しい投資先ではないのであります。従つて卸賣會社特に發電所のみを持つて居て、其發電力の全部を一二の需用者に賣つて居る様なものは極めて危険である事は申す迄もない事であります。事業會社の收支に相當大きな關係を持つ様な電力の受給契約は、其契約の内容を充分に調査研究する必要があります。契約の内容の變化如何によつて事業の成績に大なる變動を及ぼす事が往々あるからであります。

(9)、特許權。他のものが同様である場合には、此の特許權が問題となる。特許權は長年で、其期間の途中政治的に變更されることが好ましい。それから原則として公營問題のないところが好く、又供給競争のあるところの如きは勿論投資から除外す可きであります。

右の外、社債發行額と純資産の割合、支拂利子と収益額の割合等研究す可き問題は勿論ありますが是等總ての詳細なる研究の結果が同様である場合には、プロパーチーの運営がコンサーヴァチーブであるもの、合理的の料金で良好のサーヴィスをして居るものを選ぶ事にして居るのであります。

以上、イクイテール生命保險會社の投資の爲めの研究内容は、主としてボンドに對する投資を目的としたものでありますが、それでも右様の詳細なる調査を行ふ事になつて居ります。我國で社債の引受けとか長期事業資金の貸出とかの場合には尙ほ一層の精細なる調査を爲す必要があります。特に從來の様な發、變電所送電線などを抵當とする事のみに重きを置いて、供給權とか營業權とか申す様な權利に屬するもの、又は需給状態の過去、現在、未來に關する研究とか契約の内容とか、對社會關係とか申す様な事を軽く見て居る事は如何かと思はれます。斯様の事を詳細に調査して將來の確信を得た上で資金の融通をして置けば、經濟界の多少の變化で、さうあわてなくともすむのでないかとも思はれるのであります。要するに融通する方も受ける方も、充分な調査研究が出来ての上であれば、後になつて面倒の事が起らなくて、却つていゝ結果を見るであらうと信じられます。

C、電氣事業經營能率のヤードステック 「ヤードステック」と云ふ言葉は、御承知のジュネーブ海軍々縮會議以來、即ち英、米間の六吋砲と八吋砲の搭載巡洋艦の勢力比率を定める「標準尺度」が問題となつた時から、軍縮問題には付きものゝ様になつて居つた言葉であります。茲でもやはり「標準」と

云ふ意味で、電氣事業の經營の良否を知る各種の事項に就て、其標準となる數字を指すのであります。而し其標準となる數字を算當する事は極めて困難で、其正確さの點で種々異なつた意見も出るものであります。而し成る可く事情の相似た多數の事業者の實績を、長年月に亘つて採つて見ますと、其間に大體の標準となるものが見出されるものであるから、其れと個々の事業者の成績を比較する場合、各個々のものゝ特種事情を注意して考慮すれば、先づ誤りない良否の判別が出来るのであります。或る個人の特種の經驗によつて、個々の事業の良否を判定することを大いに尊重するくせがよくありますが、それもいゝ事には相違ないが、そのみに依る事は、大規模の事業では感心出來ないこととて、どこ迄も科學的研究による、ヤードステックの様なものゝ是非必要であると思ひます。科學的研究の結果と、個人の經驗とか體驗とか云ふ「感じ」とが綜合されるれば、まあ一番いゝ理けであります。

電氣事業經營能率のヤードステックの發表されたものは、日本にはまだありません、米國には昨年春發表されたものが一つあります。是れは米國の電氣供給會社（瓦斯の供給をも兼營してゐるものを含む）の代表的のもの二十會社勿論小賣會社、の約二十ヶ年間の業績を比率「Ratio」で出して、其標準を求めたものであります。目的は主として金融業者、持株會社等の投資や事業監督の用に供し様としたもので、非常に参考になると存じます。それで茲には、其の米國のヤードステックを主として、そ

れに日本の一二の会社のレシオを比較して、簡単に主要の事項に就てお話し様と存じます。米國での研究は二十四項目に亘つて居りますので、其全部に就ては茲では時間の都合でお話し出来ないのがあります。日本の代表的會社は、A、Bと云ふ名で申上ります。

(1)、収入一弗又は一圓當りの投資額。

總収入一圓又は一弗を得る爲めに何程の資金を投じて居るか、と云ふ事は投下資金の働き加減がわかるので、極めて重要な項目であります。最近の數字は、日本全體で、昭和四年度五圓二十錢に當つて居り、米國全體では、一九三〇年度五弗六十仙に當つて居ります。大體日米兩國共此の數字は漸増の傾向にあります。それは兩國共需要の増加以上に供給力の擴張が多であつた事と、一般的に料金の低下しつゝある事とが主要な原因を爲して居るものと思はれますが、何れにしても業界に危険の信號を上げて居るものと見なければならぬのであります。

米國の標準はどうなつて居るかと申しますと、大正十二年度は四弗三十五仙、十四年が四弗七十一仙、昭和二年が四弗九十七仙、昭和三年が五弗十四仙となつて居り、同じ年度に於て日本のA會社は、大正十二年の四圓から四圓三十錢、六圓十二錢となり昭和四年度は六圓二十五錢と、十二年度に比して五割以上の増加となつて居ります。B會社は三圓五十二錢から三圓六十錢、三圓九十八錢、四年度四圓十錢となり、是れはA會社程ではありませんが、やはり年々増加して居ります。斯く収入の一單

位に對する投資額が漸増する事は、一般的に、投資の働きが漸減することを意味するものであります。が、而し他面、収入に對する支出の率が減少すれば、収益力は幾分なりとも改悪せられずすむわけでありませぬ。

(2)、營業收入に對する營業支出の比。

それで今度は、營業收入に對する營業支出はどうなつて居るかと申しますと、米國の標準は、大正十二年度五〇・九%であつたが十四年には四九・三%、昭和二年四七・三%、同三年四五・六%と漸減の傾向にあります。然るに日本のA會社は五七・二%から五三・八%、五四・五%となり昭和四年度は六〇・一%と急増して居り、B會社は五六・七%から六四・一%、六三・三%となり四年度六三・八%と増加して居ります。是等の點から見ますと、米國は外部關係の悪化を、内部關係の改善によつて補つて居るが日の代表的會社は内外共に悪化して居ると云ふ事になります。最も此の營業收入に對する營業支出の比率は、過剰電力の多寡、購入電力の多少等に關係する處が多いから、個々の會社に就ては夫等の事情を割引して見なければならぬのであります。

(3)、總収入に對する總支出の比。

次に近頃の大電氣會社は、事業本來の營業以外に有價證券の所有とか關係事業への貸金とかよりする利子配當の收入、借入金を支拂利子等が相當多額に上つて居るから、其等を含めた、事業全體の總

収入に對する總支出の比率を見る事が必要であります。是の比率を見ると、米國の標準は（前と同年度を採る）六八・九%から六六・九%、六六・七%、六五・四%とやはり漸減して居りますが、日本ではA會社五六・一%から五六・六%、三五・七%となり、B會社は六六%から七一・七%、七一・一%、七五・七%と共に非常に増加して居ります。是れは其内容に就て特に注意深い研究が必要で、どうかすると所有々價證券よりの配當収入が借入金の子より低いなどと云ふ事があり得るのであります。

(4)、諸償却率。

固定資本に對する償却率は昭和三年度で、米國の標準一・九%日本のA會社〇・九七%、B會社一%で共に米國の約半分であります。少なくとも米國の標準迄は増額する必要がある様に思はれます。更に總収入に對する償却金の比を見ますと、同年度に米國は九・二%A會社は六・一%、B會社は三%であります。

(5)、總投資額に對する社債借入金比。

米國の標準は大正十二年度五五・六%から五一・九%五〇・三%五〇・二%と漸減して居り、日本のA會社は、二六・九%から三八・六%、四一・四%、四七・五%となり、B會社は三〇・六%から四三・六%四〇・七%（二年度拂込徴收による）四九・四%となつて、日本の方は米國の傾向とは全く反對に極めて著しく増加して居ります。總投資額の過半数に及ぶ社債借入を持つ事はどうかと思はれますが、社

債の期限が三十年以上にも及ぶ長期のもので、シンキング、ファンドの設定が確實に行はるれば、社債の増加は必ずしも悪いとは云へないと思ひます。

(6)、總投下資本に對する純収入の比。

米國の標準は、七・四%から七・一%、六・八%、七%と僅少ながら低下して居り、日本のA會社は一二・三%から一二・九%、八・一%、七・二%となり、B會社は一二・一%から一一・六%、一〇・四%九・四%と共に急激に低下して居ります。此の傾向は第一に申上げました、總収入一圓又は一弗當り投資金額の漸増と共に、事業界の注目すべき危険信號であります。他事ながら茲で一言しますが、是れだけで以て、米國の株式（普通株）配當は、日本のそれよりも低率であると速断し得ない事でありませぬ。それは、總投下資金の多くのものが純収入の率よりも、低率の資金で構成されて居れば、普通株に對する配當は純収入率以上に高い配當が出来るからであります。

(7)、電力一キロワット時當り營業收入。

米國の標準は三仙一五から三仙〇四、三仙〇六、二仙九五となり、日本のA會社は四錢一厘から三錢八厘二毛、三錢九厘八毛、三錢五厘八毛と下り、B會社は五錢一厘一毛から四錢五厘六毛、四錢〇五毛、三錢三厘五毛と皆共に低下して居ります。而し其割合は米國は少ないが日本は大分大きい事を明かにして居ります。是れは米國では最も安い産業用の動力に非常に多量の電氣を使用して居り、其

値下は殆んど云ふに足らぬものであるが、我國では電燈の値下と共に大口動力の値下りも可なり急激のものがあつた事を意味して居ります。

以上の外固定費の問題とか、一株當りの資産の額とか、収入に對する活動資本の比とか、其他營業上の諸種の比率などありますが、それ等のものは畧する事に致し、亦機會があつたらば比率の全部を發表致す事にします。が要するに、何れの點から見ましても、日本も米國も、電氣事業は警戒す可き状態の下にある事は争はれない事實であります。只米國は事業の監督制度が良い事と、事業の資本的統制が普及して居るので、事業の内部的改善によつて欠を補ふ事が出来て居ります。然るに我國では、監督の不充分と業界の統制が全く出来て居ない、特に重要な五大電力會社間の無統制、其内では競争状態にあるものもある様な有様で、外部的にも内部的にも改善が出来て居ないが爲めに、益々事業其のものをして危険に陥らしめつゝある様に思はれます。現在のまゝでは事業者、金融關係者は勿論、社會一般も甚だ不安心である、何んとか是れを救ふ途を講ぜねばならぬ、と云ふ空氣が極めて濃厚になつて來つゝあります。然らばどうしたらばいゝか？只業界の統制を確實に行ふに限る、所謂電力統制さへ出来れば、たしかに危険は脱し得ると思はれるのであります。

五、結 論

電氣供給事業程安定性の大きであり、確實な事業はない。人口が減少し、文化が一世紀も逆轉しない限り、事業の發展が止まつたり、行詰つたりするはずはないのであるが、現在の様に

不安の状態に陥つたと云ふのは、結局前にも屢々申しました様に、事業自身の内に、種々の意味で行はれた無用の競争、無統制の結果であります。業界をかくならしめたのは、産業資本家的立場にある事業の經營者の責任も勿論重大であります。其等をして無統制に仕事を爲さしめたのは、政府の電力行政の無統制、金融業者間の協調のなかつた事に根本の過因はあると思ひます。電氣事業に關する限り、其經營者たる産業資本家は、各自の金融的實力を以て事業を維持發展せしめる力はない、金融資本家の力を藉りて初めて事業は繼續せられて居るのであります。従つて金融業者間に、對電力事業策に就て強固な協調があつたならば、自己を不安に導く様な金融は出来なかつたであらうと思はれます。亦電力行政が一定の原則の下にあつて、政黨政策により變轉極りない様な事をしなかつたならば、競争は大部分行はれずすんだらうと思はれます。

電力統制が問題となつて、既に數年を経過して居るが、未だ何等まとまつた事はない、只今春、電力統制の意味を今迄よりも大分含んだ電氣事業法の改正が行はれましたが、其實施は何時から出来るのか、其運用がよく出来るかどうか、未知數に屬して居ます。兎に角く電力事業の實際の統制は頗る困難な問題であるに相違ないのである、而し困難は不可能を意味しない、同時に不可能でない事は亦直ちに可能であると斷定出来ないところに電力統制のち手輕に、簡單に出来ない理由があると思ふ。電力行政は兎に角くとして、産業資本家は、金融資本家から資金の融通は得たい、而し事業の經營に

は干與されたくない、と云ふ考がありはしないか、亦金融資本側は、陰に居たいと云ふ、即ち遠慮深かすぎる考から、事業經營の責任の一半を負いたくないと云ふ消極的な考がありはしないかと思はれる。電力統制を強く、早やく實行し様と思ふならば、經營者にまかせて置いては全々出来はしない。金融資本家が、從來の殻を脱して、積極的に電力事業界に進出する事が絶対に必要である、即ち産業資本家と共に事業經營の責任を持つ事である。そして此の新たな表面的進出の前に、大金融業者間の強い協調が出来なければならぬ。抜けがけの功名を仕様とする考が金融業者間にある間は、有効な電力統制は先づ出来ないと云つて差支へないと思はれます。要するに、金融資本が徹底的に産業資本を支配する考がへでなければ、如何なる案を樹てたところで議論だほれになつてしまふでしょう。大合同論、持株會社案、送電會社案、卸賣會社案、プール論、公私共同經營案等々の種々の統制案がありますが、何れの案にしても、金融業者の力が加はらねば出来ないのであります。そして其力が陰の力だけでは、即ち從來の様な消極的の力だけでは、充分効果のある統制は出来ない、表面的に、積極的に其偉大なる力を振ふ事が電力統制問題解決の最後であると確信します。世界のあらゆる大規模の産業が、さうであつた様に、巨額の資金を不斷に要する大規模の電力事業も、終局に於て、金融資本の完全なる支配下に置かる可き運命にあるものであるとなす事に間違がなければ、多少の犠牲は忍んで、早やく其點に持つて行つた方が統制の近道であると思ひます。其れに關する統制の具體案も

全々ない事ありませんが、只今申述べる事は都合によつて差しひかへます。

甚だ取りとめのない抽象的のことを多く申し述べまして、お聴苦しかつた事と存じます、長時間御静聽をわづらはしました事をおわびを申し上げます。終りと致します。(拍手)

14.5
53

終

